



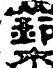




推進監	課長	主幹	副課長	課員	担当
				   	

電話発信票

件名	仮仮置場について
日時	平成23年12月19・20日(月・火)
受信者	環境省 除染推進チーム 松永氏
発信者	除染対策課 主査 斎藤
内容等	<p>○ 市町村除染計画において、一部の市町村で除去土壌を発生現場から仮置場の間に一時仮置場（以下 仮仮置場）を設置する事案が出てきたため</p> <p>&lt;以下、聴取内容&gt;</p> <p>【除染対策課】</p> <p>① 仮仮置場について、除染基金の対象となるのか</p> <p>② 基金対象となる場合、法的な取り扱いは「除去土壌の保管に係るガイドライン」に示す「現場保管」か「仮置場」のどちらか。</p> <p>③ また、現場保管は特措法39条「当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の処置を実施した土地」の扱いとなると思うが、「除去土壌の保管に係るガイドライン」では「除去した現場等で保管する形態」という表現となっており、具体的にはどういったケースが現場保管となるのか。</p> <p>※「現場保管」には、仮置場と比較して継続的なモニタリング・看板・柵・水質検査等が免除されている。</p> <p>【環境省除染推進チーム】</p> <p>① 仮仮置場は基金の対象となる。</p> <p>② この場合、車で数分程度の範囲または同一集落等であれば、「除去土壌の保管に係るガイドライン」の「除染した現場等」に準じた「現場保管」として扱う。</p>

部長	推進監	課長	主幹	副課長	課員	担当
○	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)

## 来庁者調書

件名	市町村除染計画について
日時	平成23年12月28日(水) 13:20~14:20
対応者	除染対策課 鈴木課長・三浦主任主査・横井 (途中より) 児玉副主査・農業振興課 高岩主査
来庁者	郡山市 原子力災害対策直轄室 吉田室長・本田主幹・矢吹主査
対応場所	除染対策課内

・12月27日付けで郡山市除染計画を策定した。1月4日の記者会見で公表。

[Redacted text block]

・線量低減化活動支援事業において、汚染土壌を学校の校庭や広場、公園に埋設している。除染事業でもこのような形式を想定しているが、仮置場の使用制限の措置が仮置場の確保の障害になっている。

⇒国からは車で数分程度の周辺地域の土壌を埋設した場合は、現場保管に該当すると回答がある。

・県有施設の除染で生じた汚染土壌の仮置場はどうなるのか。

⇒特措法上は仮置場をつくるのは市町村になっている。説明会へ県職員や専門家の派遣を行っているので、ニーズがあれば相談して欲しい。県有地の提供も検討しているところ。

・農地について、どのように除染を進めればよいか。

[Redacted text block]